

労働者派遣事業に係る情報公開(東京支店)

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条5項の規定に従い、下記事業所に於ける労働者派遣事業に係る情報を以下の通りお知らせ致します。

＜対象期間:2024年1月1日から2024年12月31日まで＞		
事業所名称	株式会社クリエイティブ	東京支店
事業所所在地	〒143-0016 東京都大田区大森北1-11-1 柳原大森ビル8階	

◆労働者派遣の実績

1	派遣労働者の総数(2025年6月1日時点)	125人
2	派遣先事業所数	56件

◆派遣料金・派遣労働者の賃金(対象期間平均)

1	労働者派遣に関する料金の平均額(1日8時間当たり) ※1)	25,937円
2	派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間当たり)	17,132円
3	マージン率の平均(%) (小数点以下第一位未満の端数を四捨五入) ※2)	33.9%

※1) 消費税を含みます。

※2) マージン率には、派遣元が負担する法定福利費・法定外福利費・教育訓練費・事業経費などが含まれています。

◆キャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティング 窓口 (株)クリエイティブ 東京支店 TEL:03-6423-0400

◆教育訓練に関する事項

	教育訓練の種類	対象者	賃金支給の有無	労働者の費用負担の有無
1	安全衛生教育	新規採用スタッフ	有給	無償
2	個人情報保護教育	新規採用スタッフ	有給	無償
3	ビジネススキル関連研修	就業中のスタッフ	有給	無償
4	OA研修	就業中のスタッフ	有給	無償
5	品質・機械関連研修	就業中のスタッフ	有給	無償
6	IT技術関連研修	就業中のスタッフ	有給	無償

◆派遣労働者の待遇決定に関して

弊社は「労使協定方式」を採用しております。

- ・労使協定の締結について：締結済み
- ・労使協定の対象となる派遣労働者：特段の事情がない限り、すべての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期：2026年3月31日

◆その他(福利厚生に関する事項)

- 1 「社会保険・雇用保険」完備
- 2 「年次有給休暇」「法定休暇」「育児・介護休暇」取得
- 3 定期健康診断の受診
- 4 「年末調整」手続き可能
- 5 保養所の利用・フィットネス施設など、東京都情報サービス産業健康保険組合の特典サービスあり

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示

株式会社クリエイティブ 東京支店
有料職業紹介事業許可番号（27-ユ-301225）

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・ 取扱職種：職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）
- ・ 地域：国内全域

●手数料に関する事項

- ・ 求職者から徴収する手数料等はありません。
- ・ 求人者から徴収する手数料等については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職の申し込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 40% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 30% 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・検査	着手金 0 円 活動 1 日当たり 0 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 30% 手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先：株式会社クリエイティブ 東京支店 職業紹介責任者
連絡先：06-7662-9060

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、下記に基づき適正に取り扱います。

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は東京支店の紹介担当者、個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。
2. 部門責任者は個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取扱に関する教育・指導を年1回実施することとする。
3. 職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
4. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に務めることとする。

5. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合には、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処置をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

●返戻金制度に関する事項

当事業所は、返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度）は以下のとおり設定しています。

当該求職者が入社日から起算して3ヶ月未満に求職者の自己都合により退社した場合、または求職者本人の責により解雇となった場合には、報酬額を下記の通り返還する。

入社日以降1ヶ月未満・・・紹介手数料の80%

1ヶ月以上3ヶ月未満・・・紹介手数料の50%

※ただし、契約書・覚書等で別途定めた場合は当該定めによります。